

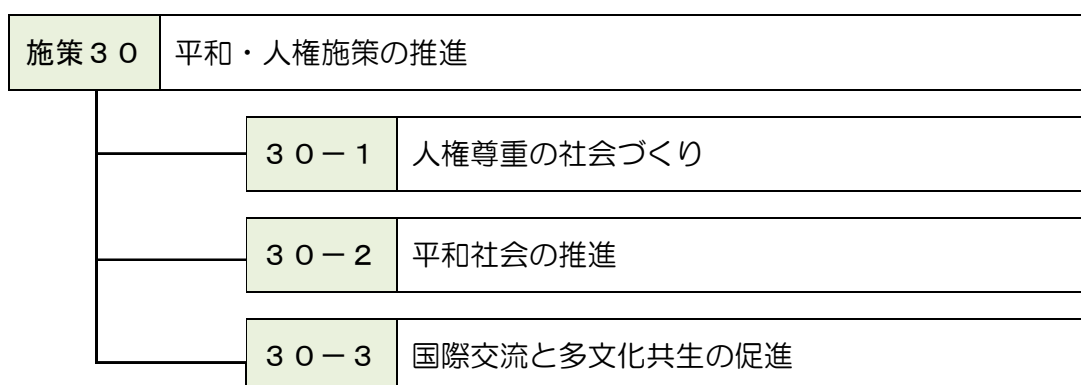
第9節 まちづくりの基本理念を実現するために

施策30 平和・人権施策の推進

目的	対象	市民
	意図	人権の大切さについて理解を深め、一人一人の人権を尊重する 平和の尊さを理解し、後世に語り継いでいく

✚ 施策の方向と基本的取組の体系

市民一人一人が、相互の理解と交流を深める中で、人権が尊重され平和に暮らすことができる共生のまちづくりを進めます。



✚ 現状と課題

- 市民一人一人が、より良い地域社会の実現に向け、自分自身の問題として人権尊重の理念について理解を深めることができるように、家庭、地域、学校、企業などあらゆる場において、高齢者や障害者、女性、子ども、外国人、同和問題などの人権に対する正しい理解と行動をはぐくむ取組が必要となっています。
- 市立小・中学校では、人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育・啓発事業を進めています。子どものいじめ問題が深刻さを増している中、思いやりの心や社会生活の基本的なルール・マナーなどを身に付け、人間性豊かに健やかに成長できるよう、家庭、学校、地域、行政の連携と協働のもと、人権教育をより一層推進する必要があります。
- 人権擁護委員による「人権身の上相談」を行うとともに、障害者や高齢者などの虐待やDVなど相談者に応じた専門の相談窓口を設置しています。
- 調布市では、「調布市非核平和都市宣言（調布市議会）」、「調布市国際交流平和都市宣言（調布市）」の2つの平和宣言を行っています。また、平成22年8月には、核兵器のない平和な世界の実現を目的とした「平和市長会議」に加盟し、平和を希求する立場から、継続的に平和に関する事業に取り組んでいます。

- 戦後65年余が経過し、戦争体験者の高齢化が進み、戦争の悲惨さや平和の尊さを生の声で語れる方が大きく減少しています。戦争の悲惨な体験を風化させることなく、若い世代に着実に継承していくための取組を推進する必要があります。
- 言葉や生活習慣などの文化の違いを互いに理解し、地域社会の仲間として共に快適に暮らしていくことができる多文化共生社会の実現に向け、関係機関との連携・協力のもと、外国人市民の生活支援や日本人市民との交流・共生を深めるための活動に取り組む必要があります。

✚ 基本的取組の内容

30-1 人権尊重の社会づくり

◆人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等が連携し児童・生徒の人権感覚や人権意識を醸成するとともに、教職員の人権に対する理解と意識・指導力を高めます。また、市報などの各種媒体や講演会などを通じて、市民一人一人が人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権意識の啓発を図ります。

◆人権に係る相談・支援の実施

人権擁護委員をはじめ、他の専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者それぞれのケースに応じた適切な支援が受けられるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
人権教育・啓発事業への参加者数	6,597人 (平成23年度)	40,000人(6か年累計) (平成25~30年度)

主な事業

- ・人権に関する教育・啓発の促進
- ・人権に関する相談事業の推進

30-2 平和社会の推進

◆平和祈念事業の実施

幅広い年齢層の市民に平和について考える機会を提供するため、身近な場所やテーマでの開催や、体験型の平和事業を、市民とも協働しながら年間を通して実施します。

◆戦争体験の継承

戦争に関する貴重な記憶や体験を若い世代にも着実に引き継ぐため、市内在住の戦争体験者の経験を記録化し、次の世代に継承していきます。また、小・中学校に戦争体験者の記録等の情報提供を行い、子どもの頃から平和の尊さについて考える機会が持てるよう取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
戦争についての話をしたり、聞いたりしたことがある市民の割合	90.2% (平成24年度)	90.0% (平成30年度)

基本計画事業

No.	102					
事業名	平和祈念事業の実施	区分	継続	担当課	文化振興課	
事業の概要	平和と人権の尊重を基本に、戦争の記憶を風化させることがないように、また、様々な差異を超えて共に生きることをテーマに、平和に関する意識を啓発するために各種平和事業を実施します。					
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
	○各種平和祈念事業の実施	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続
事業費 (百万円)	2	2	2	2	2	2

30-3 国際交流と多文化共生の促進

◆国際交流と多文化共生の地域づくり

多様な文化への理解を深め、市民の国際感覚の醸成にも寄与できるよう、市民活動団体等との連携による国際交流事業や、様々な国の歴史や文化を紹介する国際理解講座の実施などにより、国際交流と多文化共生の地域づくりを促進します。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
国際交流・多文化共生事業の参加者数	981人 (平成23年度)	1,010人 (平成30年度)

基本計画事業

No.	103					
事業名	国際交流の促進	区分	継続	担当課	生涯学習交流推進課	
事業の概要	世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深め、共に暮らしていける地域社会づくりを促進するため、各種国際交流事業を実施します。					
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度
	○国際交流事業の推進	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続
事業費 (百万円)	20	20	20	20	20	20



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

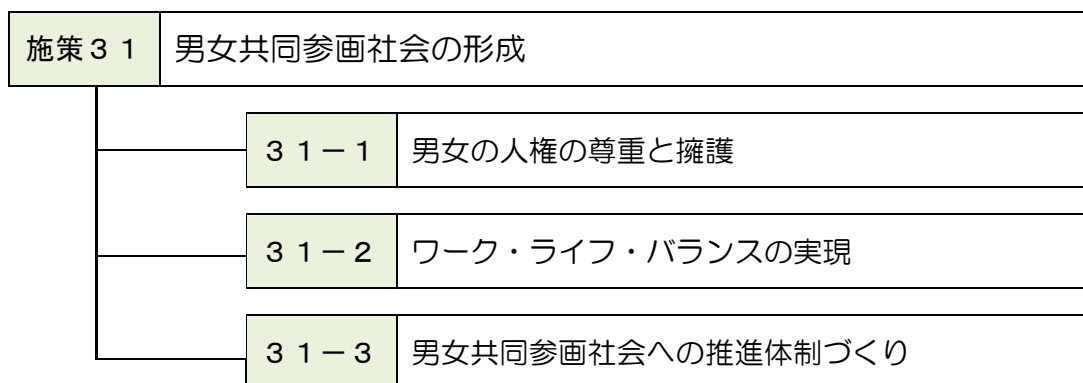
- 市民は、それぞれの個性や人格を認め合い、お互いの人権を尊重します。
- 市民は、平和の尊さに対する認識をより一層深め、戦争の悲惨さを風化させないよう次の世代に伝えます。

施策3-1 男女共同参画社会の形成

目的	対象	市民, 事業所
	意図	男女が互いを理解し, 尊重し, 性別にとらわれることなく, 能力, 個性を發揮できる

施策の方向と基本的取組の体系

男女が社会のあらゆる分野で互いに尊重し, 理解し合い, 能力, 個性を發揮できる男女共同参画社会の実現を目指します。



現状と課題

- 男女が人として対等な関係を築いていくためには, 家庭, 地域, 学校, 職場など社会全体に人権を尊重する意識を広め, 定着させていくことが必要です。
- DV (ドメスティック・バイオレンス) やデートDVなど, 男女間の暴力問題に対応するため, 相談窓口の充実や地域の関係機関の連携強化が必要です。
- 生活様式が多様化する中, ワーク・ライフ・バランス (仕事と生活の調和) の実現に向けて, 男女が共に協力し家事, 子育て, 介護に参画できる環境づくりが重要です。
- 働く女性や地域活動などで活躍する女性は増えていますが, 政策・方針決定などに参画している女性の割合は未だ低い状況にあります。
- 国では, 男女共同参画社会基本法に基づき, 平成22年12月に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し, 男性や子どもにとっての男女共同参画など, 新たに4つの重点分野を掲げるとともに, 実効性のあるアクションプランとするため, それぞれの重点分野に成果目標を設定し取り組むこととしています。
- 調布市では, 男女共同参画社会の実現に向け, 「調布市男女共同参画推進センター」において, 様々な取組を進めており, 平成24年3月に第4次となる調布市男女共同参画推進プランを策定し, 各種施策を総合的に展開しています。

✚ 基本的取組の内容

31-1 男女の人権の尊重と擁護

◆人権を尊重する意識の醸成

男女共同参画推進センターを核に、身近なテーマを題材にした講座・講演会の開催などを通じ、男女がお互いの人権を尊重する意識を醸成するとともに、女性のライフステージにおいて直面する諸課題に対応するため、適切な情報や保健・医療サービスの提供などに努めます。また、学校教育において、人権教育としての男女平等教育を推進します。

◆あらゆる暴力の根絶

配偶者からの暴力などあらゆる暴力の根絶に向け、配偶者暴力に関する講座・講演会の開催など、暴力を未然に防ぐための意識啓発を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。また、関係機関と連携し被害者への支援に取り組みます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
男女共同参画啓発事業の参加者数	1,291人 (平成23年度)	1,500人 (平成30年度)

基本計画事業

No.	104							
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施				区分	継続	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	市民・団体との協働による講座、講演会の開催や、男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きたかた相談や就労相談など面接による女性のための相談事業を実施します。							
年度別計画	平成25(2013)年度	平成26(2014)年度	平成27(2015)年度	平成28(2016)年度	平成29(2017)年度	平成30(2018)年度		
○意識啓発事業の実施	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続		
○市民・団体との協働によるイベントの開催	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続		
○女性のための相談事業の実施	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続	○継続		
事業費 (百万円)	16	16	16	16	16	16		

31-2 ワーク・ライフ・バランスの実現

◆ワーク・ライフ・バランスの推進

仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や相談体制の充実を図ります。また、女性の就労に向けた講座やセミナーを開催します。

◆家庭生活への支援

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する市民のニーズを踏まえながら、子育てや介護サービスの向上を図るとともに、各種講座の開催や適切な情報提供などを通じた家庭生活に対する支援を行います。また、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座など、取組を実施します。

◆地域ネットワークづくり

自主グループやサークルなどの学習活動を支援し、市民団体との協働により地域のネットワークづくりに努めます。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
家事や子育て、介護など家庭内での役割は男女が共に担う必要があると考える市民の割合	93.3% (平成 24 年度)	95.0% (平成 30 年度)

基本計画事業

No.	104				
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施【再掲】	区分	継続	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	市民・団体との協働による講座、講演会の開催や、男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きかた相談や就労相談など面接による女性のための相談事業を実施します。				

※年度別計画及び事業費は175ページ参照

31-3 男女共同参画社会への推進体制づくり

◆男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制づくり

男女共同参画推進センターを拠点とした推進体制がより効果的に機能するよう、相談事業の実施や情報発信などに取り組みます。

◆政策・方針決定過程への女性の参画促進

市政において、各種審議会や委員会への女性委員の登用に努め、男女共同参画による市政運営を進めます。地域活動や企業などの方針決定過程に女性の参画を促すため、啓発活動を行います。

まちづくり指標

まちづくり指標	現状値	目標値
男女共同参画推進センターを知っている市民の割合	32.8% (平成24年度)	50.0% (平成30年度)

基本計画事業

No.	104				
事業名	男女共同参画啓発・相談事業の実施【再掲】	区分	継続	担当課	男女共同参画推進課
事業の概要	市民・団体との協働による講座、講演会の開催や、男女共同参画社会の実現に向けての情報提供などの啓発事業を行うとともに、生きかた相談や就労相談など面接による女性のための相談事業を実施します。				

※年度別計画及び事業費は175ページ参照



参加と協働の視点 ～市民等に期待される役割～

- 市民は、家庭や職場において、性別にとらわれることなく互いを尊重し、協力し合います。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて職場環境の整備を進めます。